

令和6年度 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

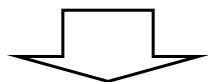
平成30年4月改訂



長崎県立諫早農業高等学校

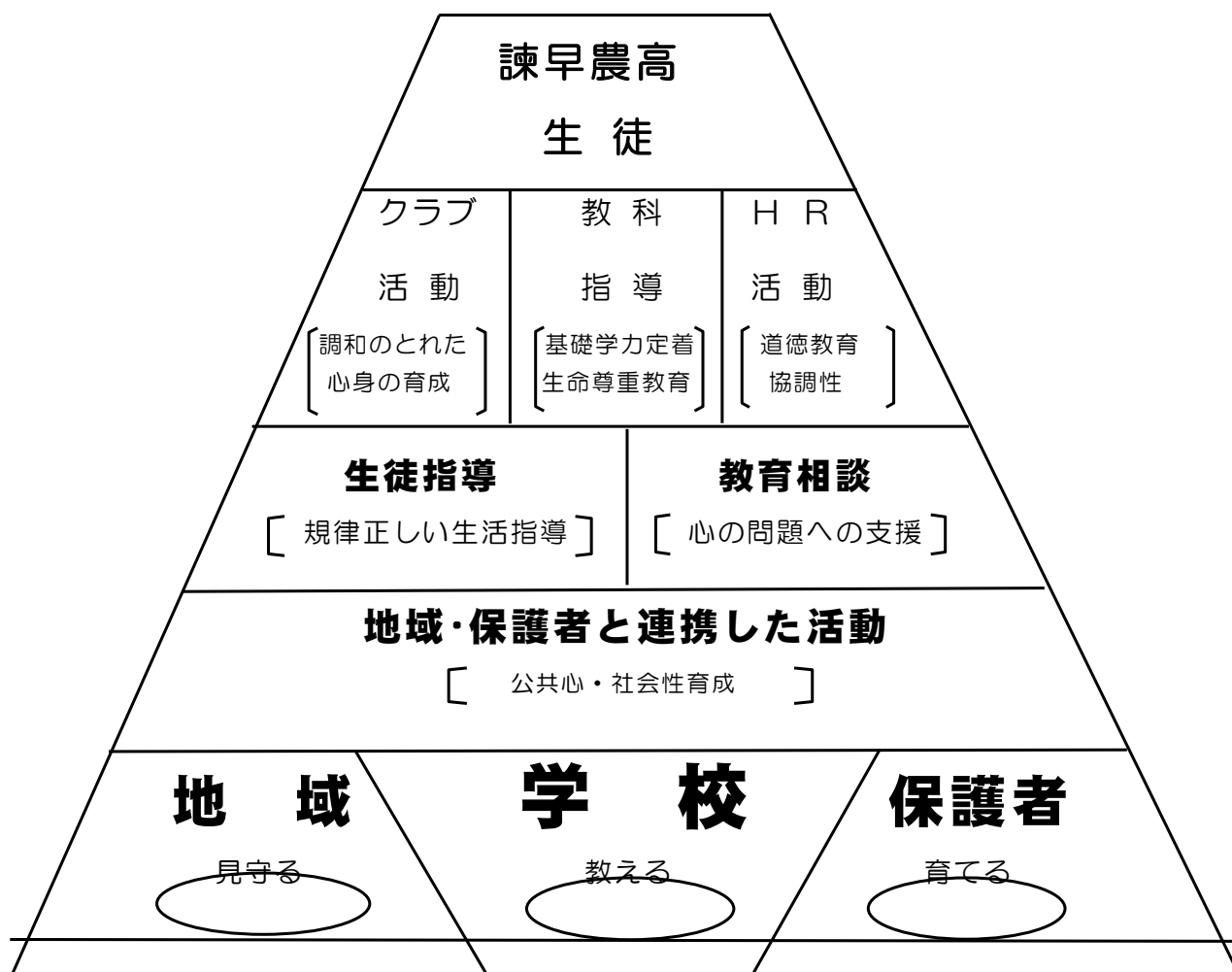
1 基本方針で目指す生徒像について

- 集団社会の一員として調和のとれた言動をとり、他者を思いやることのできる生徒
- 専門教育における生命を育む教育活動によって、いじめを見逃さない倫理観・いじめを寄せ付けけない強い心をもった生徒
- 地域社会と連携した校内外における様々な教育活動によって、協調性及び社会性、コミュニケーション能力を身につけた生徒



『強くて温かい諫農生』の育成

目指す生徒像へ向けたイメージ図



2 いじめ対策委員会組織について

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理福祉等に専門的な知識を有するその他関係者により構成されるいじめ防止の対策のための組織を置く（いじめ防止対策推進法・第22条）

（１）校内委員会の組織

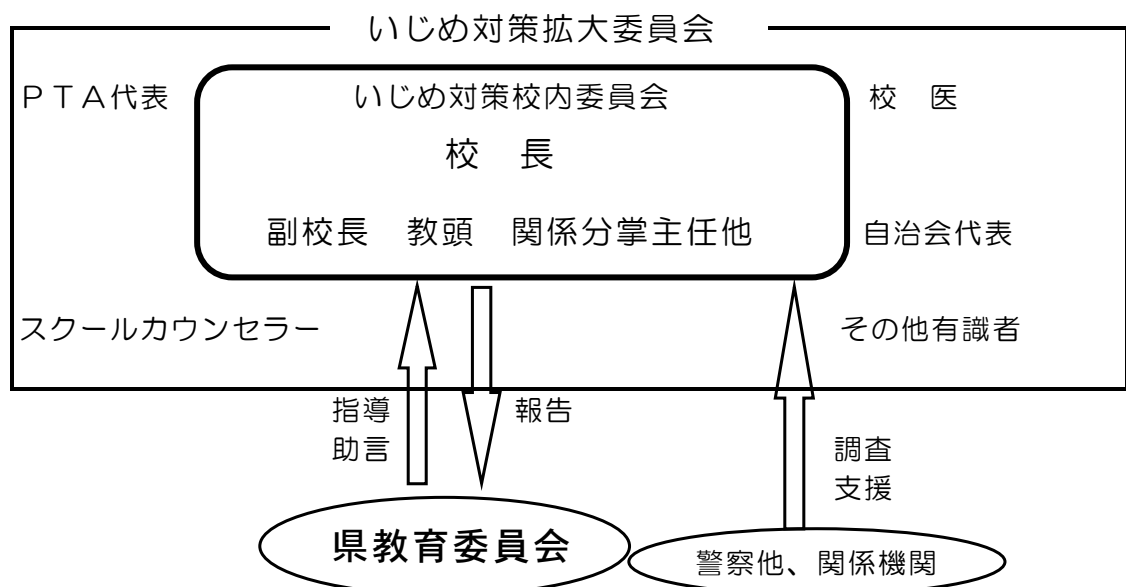
- ◎校長 ○副校長 ○教頭
- 関係分掌主任
 - ・教務主任・農場長・生徒指導正副主事・教育相談部主任・保健主事
 - ・養護教諭・学年主任・農業クラブ指導部主任・舎監長・研修部主任

（２）拡大委員会の組織

※以下の関係者を状況や必要に応じて校内委員会に加える

- スクールカウンセラー（関係生徒のカウンセリング：県に派遣依頼）
- 校医（医学的見地からの指導助言）
- 学校評議員（第三者的立場から客観的意見）
- PTA代表（保護者の立場から意見）
- 地域自治会代表（学校を支援する地域の代表として意見）
- その他有識者

（３）いじめ対策委員会組織のイメージ図



3 いじめ防止への取組の流れ（PDCA）

（１）PLAN（計画）

いじめ対策委員会において正確な現状分析を行い、取組の方向性及び具体的な行動計画を定める。

（２）DO（行動）

各担当者ごとの取組計画に基づき、いじめの未然防止・早期発見・初期対応に努める。その際、必要に応じて、保護者及びスクールカウンセラー等の外部機関との協力連携によって敏速かつ効果的な対応に努める。いじめ対応後の状況について綿密に確認作業を行うとともに該当生徒・関係生徒の動向に注視する。

（３）CHECK（検証）

いじめ対応の取組結果をいじめ対策委員会において総合的に検証し、対応の問題点や改善すべき項目を多面的に総括する。必要に応じて、保護者代表及びスクールカウンセラー等の外部機関の支援を受けながら綿密な検証に努める。なお、未然防止に向けては、一定期間ごとに学年単位等で情報交換を行い共通理解を深める。

（４）ACTION（検証に基づく再行動）

検証内容を踏まえて、教育相談部、生徒指導部で改善案及び再発防止案を再検討し、委員会等で確認する。研修会において具体的な取組について全職員に周知するとともに適確な業務分担のもと取り組みを進める。

4 いじめの未然防止について

（１）教職員の取組

○わかる授業の実施

授業の中で生徒の不安・不満が高まりストレスの原因となっていないかという視点で授業改善を図る。ひとり一人の生徒が参加できる授業づくりを進める。研究授業の実施や教科会の深化・充実によって教員のスキルアップに努める。

○ホームルーム活動

学年主任及び担任を中心として、生徒同士が互いに理解し合い集団の一員として自覚できるような指導の計画を行う。学年集会や学級でのいじめ防止の指導をはじめ、特に学校行事での役割分担やグループ編成等においては、個々の生徒の特性や友人関係に留意し、円滑な学級経営を図る。

○生命を尊ぶ教育

全ての学科において農場において実践的な動植物の栽培及び飼育等の学習を通じて、命の大切さについて教育を行う。特に、１年次の基礎科目（農業と環境）においては、農業に関する知識・技術はもとより、生命を育む教育・生命尊重の教育的な観点も踏まえた授業計画を立案する。

○いじめに関する会議

生徒指導部主催による、いじめに関する情報交換会を開催し、未然防止や早期発見に努める。また、年度末には基本方針に基づく取組の評価を実施し、必要に応じて修正を行う。

○校内研修の充実

「いじめ対策ハンドブック」等の活用による教職員の指導力の向上を図るとともに、教職員自身の人権意識の向上によって、いじめが発生しない環境作りに努める。また、外部講師を招聘し、専門家を講師とした研修会により、さらなるスキルアップを図る。

○その他

- ・ 諸教育活動において道德教育の視点を踏まえた指導
- ・ 登下校時の立番指導及び挨拶運動
- ・ 昼休みの校内巡回指導
- ・ 中学校訪問による情報収集
- ・ いじめ対策の取組についてＨＰに掲載

（２）生徒の取組

○地域社会と協働・連携

- ・ インターンシップ（社会性の育成）
- ・ 特別支援学校との交流会（障がい者への思いやりの心の育成）
- ・ 高齢者宅訪問（年長者を敬う心の育成）
- ・ 乳幼児に対する食育活動（子ども達に対する思いやりの心の育成）
- ・ 地域商店街での販売実習（コミュニケーション能力の育成）
- ・ 地域開放講座での実習補助（コミュニケーション能力の育成）
- ・ ふれあいミニ動物園（動物を介した心の教育）
- ・ その他各種ボランティア活動（公共心の育成及び地域貢献による達成感）

寄宿舎生による地域の清掃活動、地元河川の浄化研究、市主催ライトアップイベントへの測量協力、地域希少植物の保護研究、地域農家との連携、地域へ草花苗の配付及び装飾他

○学校行事

- ・ 農業クラブ役員や生活実行委員による朝の挨拶運動実施
- ・ 体育祭・文化祭・遠足等、農業クラブ役員や生徒実行委員会が主体的に企画・運営参加
- ・ 農業クラブ総会時に、全校生徒による「諫農いじめ追放宣言」を実施

○その他

- ・ 全校生徒対象の情報モラル講話
- ・ 心に響く人生の達人セミナー

（３）保護者の取組

○ＰＴＡ総会及びＰＴＡ評議員会等におけるいじめ対策の説明

○文化祭でのＰＴＡバザー等、保護者が学校行事に積極的に参加することによる生徒との交流活動

○ＰＴＡ研修旅行等での教職員との交流による、学校・保護者間の連携強化

○ココロねっこ運動等への積極的参加

○長崎っ子の心を見つめる教育週間の活用による家庭や地域と連携した取組への参加

5 いじめの早期発見について

(1) 教職員の取組

- 昼休みの校内巡回指導の実施
- 挨拶運動の実施
- いじめ・悩み調査の実施
- 個人面談の実施
- 保健室におけるカウンセリングの実施
- 生徒の悩み事投函箱「心の扉」の設置
- 学年会での情報交換の実施

(2) 生徒の取組

- 学級委員を中心としたクラス内の状況把握及び担任との連携
- 各種委員会活動の自主的な実施

(3) 保護者の取組

- PTA総会等における情報モラルに関する研修
- 生徒、保護者による、いじめ・悩み調査の回答

6 いじめに対する措置について（発生時の対応の流れ）

※一般的な事案：解決へ向けての対応が比較的容易な事案

※重大な事案：生徒の生命・心身等への被害が予想され、長期化及び
複雑化し、関係生徒の不登校等が想定される事案

（１）一般的な事案の場合

- ①発見者・情報入手者
↓
- ②教育相談部・生徒指導部・学年主任・担任・関係教員で情報収集
↓
- ③校長・副校長・教頭へ報告→→→状況に応じて迅速な緊急対応
(例：SNSでの誹謗中傷の停止等)
↓
- ④いじめ対策委員会での協議
(状況や必要に応じて外部委員に出席要請)
↓
- ⑤教員の役割分担、具体的な対応 ※状況によってSC等の派遣要請
(被害生徒・加害生徒・関係生徒・傍観生徒・保護者等への対応)
↓
- ⑥指導後の状況を観察→校長・副校長・教頭・関係主任への経過報告
(被害者の保護者に対し、適切な状況報告)

（２）重大な事案の場合

- ①発見者・情報入手者 (直ちに報告)
↓
- ②校長・副校長・教頭への第1報
↓
- ③教育相談部・生徒指導部・学年主任・担任・関係教員等で業務分担し情報収集
↓
- ④校長・副校長・教頭へ情報収集結果を報告
(状況に応じて応急の対応)
↓
- ⑤県教委への事案報告
↓
- ⑥調査組織の設置(いじめ対策拡大委員会)
(公平性・中立性を確保すべく専門家等の第三者の参加による)
↓
- ⑦調査組織で事実関係を明確にするための再調査
(客観的事実関係の再確認、第3者による調査内容の再分析)
↓
- ⑧被害生徒及び保護者に対する適切な情報提供
(関係者の個人情報に配慮する)
↓
- ⑨調査結果を県教委に報告
↓
- ⑩調査結果を踏まえた必要な措置・全職員への周知
(生徒間の関係改善・再発防止策)
↓
- ⑪事後の経過観察・県教委へ適時報告

【対応の留意事項】

- 1 いじめと疑われる情報があれば、特定の教員が抱え込まずに組織的に対応していくよう心がける。
- 2 初期対応の重要性を認識し、正確な情報収集後、状況が悪化しないよう迅速な対応を心がける。
- 3 関係保護者に対しては、個人情報に配慮しながらも正確な情報を適時提供し、家庭と学校の連携強化に努める。
- 4 間接的に関わった生徒や傍観生徒に対する指導・目配りにも努めるとともに、集団全体にいじめを許容しない雰囲気作りを行う。
- 5 対応後の再発を防止するため、継続的な観察及び状況把握に努める。

7 校務分掌別の職員役割分担

（１）教育相談部

- 個人面談の充実
- いじめ悩み調査実施
- 外部機関との情報交換
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー面談の充実

（２）生徒指導部

- 校内巡回指導
- 挨拶運動、声かけ運動
- 諸調査の結果を把握
- 加害生徒の懲戒指導等
- 各種会議の主催

(3) 農業クラブ指導部

○いじめ追放宣言

○ボランティア活動の推進

○各種諸行事、活動での生徒の自主的、自立的活動促進

(4) 学年

○学年会での情報交換

○LHRや学年集会等におけるいじめ防止に関する指導

○個人面談による未然防止

(5) PTA担当

○PTA総会等による家庭や地域社会への啓発運動

○学校と家庭が組織的に連携・協働する体制作り

○文化祭等への保護者参加を企画

(6) 農務部

○動物の飼育・植物の栽培の体験学習による心の教育

○特別支援学校等との交流体験学習

○幼稚園、保育園児に対する食育指導による心の教育

(7) 舎務部

○寮生の生活指導全般（寮内の巡回指導等）

○インターアクト活動（ボランティア活動）

○舎監と担任との連携及び情報の共有

（８）保健部

○心と身体健康相談

（保健室での個別面談、相談箱の点検、生徒からの情報収集、担任との情報共有及び連携したカウンセリング）

（９）研修部

○職員に対する情報モラルマナー研修推進

（ネット書き込み対策、保護者への啓発、学年や生徒指導との連携）

○人権教育等の各種職員研修会の企画・立案

８ 早期発見のための家庭におけるチェックリスト

- ①理由もなく学校へ行きたがらなくなった・・・・・・・・・・□
- ②食欲が急に低下してきた・・・・・・・・・・□
- ③以前と比べて元気がなくなり口数が減った・・・・・・・・・・□
- ④以前と比べて学校の話をしなくなった・・・・・・・・・・□
- ⑤帰宅後の表情が著しく暗くなった・・・・・・・・・・□
- ⑥衣服や持ち物が汚れていたり破損が目立つようになった・・・・・・・・・・□
- ⑦持ち物の紛失が頻繁に起こるようになった・・・・・・・・・・□
- ⑧怪我をして帰宅することが多くなった・・・・・・・・・・□
- ⑨睡眠不足による体調不良が多くなった・・・・・・・・・・□
- ⑩携帯電話を操作する表情に不安感がみられるようになった・・・・・・・・・・□

9 関係機関の連絡先

児童生徒支援課	095-894-3339
子どもホットライン	0120-46-0606
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132
長崎中央児童相談所	095-844-6166
長崎県警少年サポートセンター	095-820-0110
諫早警察署	0957-22-0110
長崎家庭裁判所諫早出張所	0957-22-0421
長崎県精神科救急情報センター（CRT）	0957-53-9905
24時間子供SOSダイヤル	0120-07-8310
親子ホットライン（長崎県教育センター）	0120-72-5311
メール相談窓口（長崎県教育センター）	soudan@news.ed.jp